

Li'l Fit 会員規約

名称及び所在地

第1条 本施設は、Li'l Fit (リル・フィット) と称します。所在地は、本文末尾に明記します。(以下「本施設」といいます)

運営

第2条 本施設の運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、Li'l Fit (リル・フィット) 代表(鹿児島市加治屋町2番1号)が管理運営主体となります。

目的

第3条 本施設は、入会された会員が本施設を利用して、心身の健康の維持・増進を図るとともに、健全で品位ある人間力の向上に努めることを目的とします。

入会資格

第4条 ①本施設に入会できる方は、別に定める各会員の各要件を満たし、本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑な空間に支障を来す可能性がある方、その他本施設が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であっても、これらの事象が判明した時点で退会させていただきます。
③本施設の利用は、15歳以上(高校生以上)とさせていただきます。

会員の種類

第5条 本施設の会員及び各要件は別に定める通りです。

入会手続き

第6条 ①本施設に入会する方は、所定の入会手続きを行い、本施設の承諾を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により、医師の診断証明書の提出を求められることがあります。
②入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連携して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本施設の免責につき同意するものとします。

入会金

第7条 会員は、本施設に定める入会金を、所定の方法で本施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

会員カード

第8条 本施設は、会員に対して、会員カードを貸与します。なお、会員が本施設を利用しようとするときは、会員カードを必ず提示しなければなりません。
また、カードを紛失した場合は、再発行手数料として、500円(税別)をお支払いいただいた上、所定の手続きを経てカード再発行をいたします。

ビジターの利用

第9条 ①本施設は、会員の同伴により会員以外の方(以下ビジターといいます)に受付以降の本施設を利用させることができます。本施設を利用できるのは、会員のみとなります。
②前項の規定により、本施設は必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、受付以降のビジター料金、その他に関する規則は別に本施設が定めます。

施設利用料

第10条 会員は、本施設を利用する場合、必ずLi'l Fit 会員に所属し、施設利用料を支払わなければなりません。

会費等の支払

第11条 会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費などの種類、金額、支払期限及び支払方法等は、本施設が定めるものとします。(月額会員は、会員が本施設の資格を有する限り、現実に本施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。)

●会費の引き落としは、リルフィット で引き落としされます。本入会申込書に同意したことをもって入会契約が有効に成立したことを誓約します。

休会

第12条 原則、店舗での手続きが必要となります。

お手続き日毎月10日 適用翌月1日より休会扱い
(各月の10日が休館日の場合は、翌営業日)

【休会について】

休会開始希望月の1日より1ヶ月単位で休会扱いとなります。休会届をご提出いただく際に、復帰月をご記入いただきます。復帰月から自動復帰となり、通常月額会費をお支払いいただきます。

休会期間中は休会費毎月1,000円(税別)が発生します。

会員種類の変更

第13条 原則、店舗でのお手続きが必要となります。

お手続き日毎月10日 適用翌月1日より変更可能
(各月の10日が休館日の場合は、翌営業日)

【コース変更について】

変更開始希望月の1日より変更が可能となります。変更届をご提出いただく際に、変更月をご記入いただきます。変更月から自動変更となり、変更後の月額会費をお支払いいただきます。

変更事務手数料1,000円(税別)が発生します。

退会

第14条 原則、店舗でのお手続きが必要となります。

お手続き日毎月10日 当月末日にて退会可能
(各月の10日が休館日の場合は、翌営業日)

【退会について】

最終の月額会費は、退会月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替にて引落としさせていただきます。尚、1ヶ月単位での退会扱いとなります。

●入会時キャンペーンを適用した場合、入会日から月額会費のお支払い納入月の合計6ヶ月を過ぎるまでは、退会の手続きは如何なる場合も致しかねます。万が一、諸事情により退会申請される場合は、違約金として入会金事務手数料含む13,000円(税別)をお支払いいただいた上、所定の手続きを経て退会手続き完了となります。

資格停止及び除名

- 第15条 本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止・または除名をすることができます。
- 一 本施設の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上停滞したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
 - 二 本施設を故意に毀損したとき。
 - 三 本規約、その他本施設が定める規則に違反したとき。
 - 四 本施設の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
 - 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
 - 六 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
 - 七 伝染病等他人に伝染・感染する恐れがある疾病に罹患したとき。
 - 八 本施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
 - 九 その他本施設が、社会通念に照らし、本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

会員資格の喪失

- 第16条 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第11条に規定する会員カードその他本施設から賞与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

会員資格の譲渡禁止

- 第17条 会員は、その会員資格を他に譲渡すること（相続を含む）はできません。

休業

- 第18条 本施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本施設の都合により休業することがあります。

なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに施設内掲示やホームページ、SNS等での発信をします。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができます。

施設の廃止・利用制限等

- 第19条 本施設は、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖は臨時休業することができます。
- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本施設の業務遂行に支障があるとき。
 - 二 施設の改造または補修工事実施のとき
 - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

会員の利用及び事故

- 第20条 ①会員は、事故の責任と危険負担において、ほかの会員と協調して、本施設を利用するものとします。

- ②本施設は、会員が本施設の利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本施設の責めに帰すべき理由がない限り、責任を負いません。会員同士の施設内外でのトラブルについても同様です。
- ③会員は、本施設が会員制であることを認識し、同伴したビジターの施設内における行為、施設に対する支払及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

変更事項

- 第21条 会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は、速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

- 第22条 本施設は、本規約に基づいて、会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当ホームページにて会員に告知するものとします。

細則

- 第23条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本施設が定めるものとします。

改定

- 第24条 本規約の改定及び変更は本施設により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本施設が本規約の改定及び変更を行うときは、改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当ホームページ、SNS等にて会員に告知するものとします。

附則

- 第25条 本規約は2020年1月4日より施行します。

特約事項

2021年1月4日改定（同日より施行）

名称及び所在地

名称：Li'l Fit（リル・フィット）

所在地：鹿児島県鹿児島市鍛加治屋町2-1パークサイド加治屋町1-2